

平成 30 年 9 月 18 日
株式会社日本政策金融公庫

横浜銀行との国際業務に関する提携について

～ 横浜銀行と連携し、中小企業の海外展開を幅広くサポート ～

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）中小企業事業は、平成 30 年 9 月 18 日、横浜銀行と国際業務に関する覚書を締結しました。

このたびの覚書締結により、横浜銀行は日本公庫の「スタンドバイ・クレジット制度」の提携金融機関となりました。

本制度において日本公庫は、提携金融機関（※）に対して債務保証のための信用状を発行し、中小企業・小規模事業者の現地流通通貨建ての円滑な資金調達をサポートしています。

横浜銀行は、平成 21 年に上海支店を開業し、平成 26 年以降は人民元建て融資を手掛けるなど、日系現地法人等の様々なニーズに対応しています。

今回の提携を通じ、同行の上海支店をインフラとして活用することで、上海及び近隣地域に所在する日本公庫の取引先現地法人を中心に、中国国内での資金調達等においてきめ細かい支援を行うことが可能となります。

今後も、日本公庫は横浜銀行と連携・協力しながら、中小企業・小規模事業者の海外への事業展開を支援してまいります。

（※）平安銀行（中国）、インドステイト銀行（インド）、バンクネガラインドネシア（インドネシア）、山口銀行、名古屋銀行、横浜銀行（対象地域はいずれも中国）、KB 国民銀行（韓国）、CIMB 銀行（マレーシア）、パナルテ銀行（メキシコ）、メトロポリタン銀行（フィリピン）、ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール）、合作金庫銀行（台湾）、バンコック銀行（タイ）、ベトナム・イン・バンク（ベトナム）
〈本店所在国・地域の英語名のアルファベット順〉

【本提携の概要】

1 覚書締結の目的

日本公庫及び横浜銀行がそれぞれの特性を活かし、協力することによって、相互のお客さまに対して、国際業務において質の高いサービスの提供を行う。

2 主な覚書の内容

- （1）信用状に基づく融資（スタンドバイ・クレジット制度）
- （2）商談会、セミナーの共同開催
- （3）海外拠点における相互のお取引先支援

3 覚書締結日 平成 30 年 9 月 18 日